

平成21年 8月11日

衆議院事務総長 鬼塚 誠 殿
参議院議長 江田 五月 殿
内閣総理大臣 麻生 太郎 殿

人事院総裁 谷 公 士

国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出

我が国が直面している急速な少子化に対応するためには、家族を構成する男女が共に家庭生活における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図り得るような勤務環境を整備することが重要な課題となっている。

人事院は、このような観点から、配偶者が育児休業をしている職員について育児休業等を行うことができるようにすること及び子の出生の日から一定期間内に最初の育児休業をした場合に当該子について再度の育児休業を行うことができるようにすることが適当と認めるので、別紙要綱により国家公務員の育児休業等に関する法律を改正されるよう、国家公務員法第23条の規定に基づき、意見を申し出ます。

別 紙

国家公務員の育児休業等に関する法律の改正の要綱

第1 育児休業をすることができない職員の範囲の見直し

配偶者が国家公務員の育児休業等に関する法律（育児休業法）により育児休業をしている職員について、育児休業をすることができるようにすること。

第2 子の出生の日から一定期間内に最初の育児休業をした場合の特例

子の出生の日から一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第19条に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇の期間を考慮して人事院規則で定める期間内に、職員（当該期間内に当該休暇により勤務しなかった職員を除く。）が当該子について最初の育児休業をした場合は、人事院規則で定める特別の事情がない場合であっても当該子について再度の育児休業をすることができるものとする。

第3 育児短時間勤務をすることができない職員の範囲の見直し

配偶者が育児休業法により育児休業をしている職員について、育児短時間勤務をすることができるようにすること。

第4 育児時間の承認を請求することができない職員の範囲の見直し

配偶者が育児休業法により育児休業をしている職員について、育児時間の承認を請求することができるようにすること。

第5 実施時期

この改正は、この改正を実施するための法律の公布の日から起算して1年を超えない範囲内の日から実施すること。